

新型インフルエンザに係る対応体制の整備に関する意見

新型インフルエンザの発生・流行に備え、都道府県においては、政府の行動計画を受け都道府県行動計画を策定し、医療体制を始めとする対応体制の整備に向け取り組んでいるところであるが、発生時に健康被害を最小限にとどめるためには、医療関係者や市町村等の協力を得て迅速に対応することが不可欠である。

しかし、現行の法的枠組みでは、都道府県知事が速やかに関係者の合意を得て対策を講じることが困難な面があるため、円滑な体制整備に向けた法的整理及び財政措置等が必要である。

一方、新型インフルエンザ対策は国家的危機管理の問題であり、各都道府県での対応には限界がある。国において、発生前の準備体制、発生・流行時の対応について、関係者の合意を得て速やかに具体的なガイドラインを作成する等、万全の対策が講じられるべきである。

については、下記の措置をとられるよう強く要望する。

記

1 医療体制の整備について

(1) 新型インフルエンザのパンデミック（大流行期）において、都道府県知事が早期に適切な医療体制を整備できるよう、例えば災害救助法に定める都道府県知事の権限に類似する法的権限を付与すること。

また、医療従事者の感染リスクを十分に勘案の上、補償制度の検討等、必要な対応を図ること。

(2) 都道府県において医療体制を整備するために必要な経費について、財政的支援を行うこと。

2 「大型施設」について

(1) 新型インフルエンザ患者の入院が困難となった場合に受入れ施設として想定されている大型施設について、必要な設備基準、人員配置等、患者の受入れに係る具体的な基準や対応指針を示すこと。その際、医療法との整合性に配慮しつつ、より緩和した要件とすること。

(2) 大型施設における医療に要する経費については、国庫負担又は医療保険の適用等の措置を講じること。

3 新型インフルエンザ患者の移送について

(1) 都道府県が、消防、警察等の協力を得て患者の円滑な移送を行えるよう、関係省庁間において合意形成を行い、その旨を明示すること。

(2) 患者やその家族が自ら医療機関に行くことができるよう、必要な情報を的確に入手できるシステムの構築を図ること。

4 検疫体制の強化について

空港・港湾施設における検疫体制を強化し、海外からの新型インフルエンザ患者の流入を防ぐこと。

5 抗インフルエンザウイルス薬について

(1) 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬に関し、パンデミック（大流行期）時の放出や予防投与が有効に行われるような具体的な運用方法を早期に明示すること。

(2) パンデミック(大流行期)用に備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を使用期限後には廃棄しなければならない点について、有効利用が図られるよう関係者と協議すること。

平成18年5月30日

全国知事会